

## 令和6年度 行政経営方針

令和6年阪南市議会第1回定例会の開会に当たりまして、令和6年度各会計別予算案を始めとした関係諸議案のご審議をいただく前に、行政経営方針として、行政経営の基本方針と主要施策並びに予算の大綱について申し述べますので、議員各位並びに市民の皆様には、同方針について、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが5類へ引き下げとなり、地域活動や社会経済活動が以前のように活気を取り戻しつつあります。一方で、エネルギー・食料品価格などの物価高騰により、私たちの暮らしや社会全体に大きな影響を及ぼしています。引き続き、経済対策として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者などへの支援を実施します。

また、本市の行財政運営に当たっては、引き続き、「行財政構造改革プラン（改訂版）」に掲げる取組を計画的かつ着実に進め、令和6年度決算での「財政非常事態宣言」解除をめざします。

本市のまちづくりの羅針盤となる「総合計画」では、市民一人ひとりが知恵や能力を発揮し、まちづくり活動において、新しい価値の創造に挑戦し未来への「一歩」を踏み出す姿勢を皆様と共有するため、本市のめざす将来ビジョンを「ONE ACTION～時代の一歩先をゆくまち～」と定めています。これまで進めてきた「協働のまちづくり」は、「協働・共創のまちづくり」へと、発展・深化していきます。

そして、誰もが暮らしやすい社会の実現に向け、すべての人が互いに尊重され、認め合い、まちの担い手として生き生きと活躍し、自分らしく豊かに暮らしていくことができるよう「誰も一人ぼっちにしない、誰も排除しないまち」というスローガンのもと、“自分たちの地域は自分たちで守り、創る”を基本とし、これまで進めてきた住民自治を展望す

る公民協働のまちづくりを着実に進めます。

本市では、令和5年に、阪南の海で活動をしている「阪南セブンの海の森」が、全国でも数少ない先駆的な事例として、環境省より「自然共生サイト」として認定され、「OECM」に登録されました。今後、SDGs 未来都市の取組などと併せて、本市の特色を活かした体験型観光や学びの場として、国内外の交流人口や関係人口を拡大し、地域経済の活性化へつながるよう、取り組めます。

また、SDGs まちづくり基金を活用して、地域の社会課題解決に向けた取組を支援するとともに、子どもたちの夢をかなえ、また、高齢者が楽しく健康に過ごすことができる取組を応援します。

さらに、本市では、大阪・関西万博を契機として地域の課題解決や地域活性化などを推進するため、令和3年度より、我々は「TEAM EXPO 2025」プログラムの「共創パートナー」となり、様々な企業などと「共創チャレンジ」に取り組んでいます。大阪・関西万博の開催まで約1年となるなか、令和6年度は、これまでに築き上げてきたSDGsの取組とともに、新しい地域価値を創造していく「共創チャレンジ」の活動をサポートします。

とりわけ、令和6年度は、すべての家庭が安心して子育てができ、子どもたちが笑顔で成長していくために、「子ども子育て応援プロジェクト」に力を入れて取り組めます。

こうした取組を通じ、阪南スタイル「山と海が会う都会（まち）ちょうどよい田舎」の創出に向け、次に掲げる取組を柱に魅力的なまちづくりを進めます。

まず、1つめ、「SDGs一里山里海づくり推進プロジェクト」として、「お茶とアマモから始まる カーボンニュートラル！はんなん Co-ベネフィット創出プロジェクト」や、子どもたちを含めた市民の活動を応援する「はんなん海の学校」の創設、公共施設のLED化や太陽光発電設備の導入などの環境に配慮した脱炭素化事業の推進、里山、里海をフィー

ルドとした共創の取組を全国・世界に発信すること（「TEAM EXPO 2025」プログラム）などに取り組みます。

2 つめ、「シティプロモーション戦略」として、市民向けの情報発信の強化、リモートワークやワーケーションの推進、リビング・シフトに対応したシティプロモーションなどに取り組みます。

3 つめ、「スマートシティ戦略」として、スマートシティ推進計画に掲げる取組の推進、行政 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進、地域 DX の推進などに取り組みます。

4 つめ、「ウォーカーブルシティ戦略」として、尾崎駅及び尾崎駅周辺のまちなかのにぎわいづくりの創出などに取り組みます。

5 つめ、「子ども子育て応援プロジェクト」として、子ども医療費助成の対象年齢の拡充、赤ちゃんの駅（ベビーケアルーム）の市役所本庁舎及び公共施設への設置、子どもの読書環境の整備、国産木材を使用した就学前教育・保育施設の木質化や遊具の購入等による子どもの成育環境の整備、小中学校体育館への移動式空調機器の整備、大阪・関西万博会場への子どもたちの無料招待、「（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例」の制定などに取り組みます。

次に、以上のことを踏まえ、令和 6 年度における主な施策の取組方針について、「総合計画」に掲げる 6 つの基本目標に沿い、申し述べます。

はじめに、基本目標の 1 つめ「人と地域がつながり、多様な価値観とにぎわいによる共創のまち」について、申し述べます。

まず、『協働・共創社会の形成と促進』では、地域課題の解決に向け、市民一人ひとり

の専門的な知識や技能をまちづくりに活かせるよう、まちづくり人材バンクの登録及び活用の促進を図ります。

また、協働・共創のまちづくりを推進するため、市民活動センターでは、市民活動の活性化や人材育成に努めるとともに、地域に出向き新たな担い手の掘り起こしなどを進めます。

そして、市民協働施策については、目的や効果などが市民に分かりやすく伝わるよう情報発信の工夫を行い、更なる協働に対する意識醸成を図ります。

『地域コミュニティの活性化』では、地域の主体的な意思によるまちづくり、地域の魅力向上及び課題解決のため、地域まちづくり協議会条例に基づく新たな地域運営組織の設立をめざし、令和5年度に引き続き、地域力を支援する研修などの取組を進めます。

また、ICTを活用した地域活動の支援として、地域デジタル支援アプリを活用し、情報発信・共有を行うことにより、迅速化やペーパーレス化を図るとともに、役員の負担軽減につなげ、地域コミュニティの活性化に取り組めます。

住民センターについては、地域における自主運営をめざし、地域の実情に応じた支援や取組など寄り添いながら、市民の皆さんが、持続可能なコミュニティ拠点として利活用できるよう取組を進めます。

『公民連携を推進するまちづくり』では、民間事業者や大学、専門学校などと協定を結び、地域の課題解決に向けた連携事業を推進するとともに、SDGsの啓発活動やシティプロモーションの推進を連携して実施しています。

特に、令和4年8月に策定したSDGs未来都市計画に基づき、本市の自然豊かな里山・里海を活かしたカーボンニュートラルの取組を通じて関係・交流人口を増やし、消費の拡大につなげ、環境にやさしいまちに集まった人々が、健康でウェルビーイングを感じられ

る取組を推進し、様々な Co-ベネフィットを創出することで、好循環な地域づくりの実現を図ります。

主な取組として、アマモ場の回復が遅れている海域に対してアマモの移植を行うなど、ブルーカーボンの取組を推進します。

また、市内において遊休農地を活用した茶畑の運営を通じて、市民の生きがいづくりにつながる事業を実施します。

さらに、SDGs 普及啓発の一環として、市内小学校での SDGs 出前授業を、株式会社伊藤園、大阪ガスネットワーク株式会社、日本郵便株式会社をはじめとする企業と連携し、引き続き、行います。

SDGs 万博でもある大阪・関西万博を契機に、SDGs の推進や本市の取組を広く PR することで、本市に訪れていただくなど、交流人口、関係人口の拡大に寄与し、地域経済や地域活動への波及につなげるため、大阪・関西万博に関連するさまざまなイベントに参加するとともに、大阪・関西万博の自治体参加催事への出展をめざします。

また、市内在住の子どもたちが、大阪・関西万博会場で未来社会の革新的な技術やサービスを直接体験することによって、将来に向けた夢と希望を感じることができるよう、大阪・関西万博会場に無料招待する取組を進めます。

『シティプロモーションの充実』では、「シティプロモーション戦略」として、行政が運営する阪南テレワークステーションと、民間が運営する地域ビジネス創出拠点である阪南サテライトオフィスを基軸に、都市圏などでの勤務の回避や、感染リスクの軽減を図ることを通じた地方への新たな人の流れを創出するため、市内外に向けて施設の魅力の PR や地域経済を活性化させるビジネスマッチングを実施するなど、リモートワークやワーケーションに向けた取組を通じて、交流人口、関係人口の増加をめざします。

また、移住定住を総合的かつ効果的に促進するため、庁内横断的組織において、庁内関

係部局で移住定住に関する情報共有や連携を強化するとともに、移住定住ウェブサイトのコンテンツをさらに充実させて、魅力を発信する活動を行います。

さらに、対面とオンラインによる「移住相談会」や市外での「出張移住相談会」に加えて、移住希望者に対して、移住後のリアルな体験ができる「移住体験会」や先輩移住者のリアルな声が直接聞ける「移住者との交流会」を実施します。

また、各種情報発信ツールを活用し、市内外へまちづくり活動や地域活動、本市でがんばる活躍者を応援するための情報発信に取り組めます。

『男女共同参画社会・女性の活躍推進の形成』では、すべての人が互いに人権を尊重しつつ、性別に関わりなく個性と能力が十分に発揮できる社会の構築をめざし、「男女共同参画プラン（第3次）」に基づき、幼少期からの男女共同参画の意識づくりや意思決定の場への女性参画の拡大など、全庁的に取組を推進します。

次に、基本目標の2つめ「誰もが、健やかにいきいきと暮らせるまち」について、申し上げます。

まず、『地域共生社会の実現』では、地域共生社会の理念である、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことができる地域や社会を創るため、社会福祉法に基づき、複合的な課題解決をめざし、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施します。

また、子どもから高齢者まで、孤立など地域や社会に埋もれがちな生活問題に対して、地域や事業者など様々な主体と連携し、誰もが安心して暮らしていくことができる地域共生社会の実現に向けて策定した第4期「地域福祉推進計画」を着実に実施します。また、

アウトリーチ等の充実を行うため、専門員を配置して社会参加に向けた、より丁寧な支援を必要とする方への支援を強化します。

さらに、地域住民が主体的に地域づくりに参加することができる環境整備、多機関の協働による相談支援体制の構築などを通じ、包括的支援体制を整備します。

『健康づくりの推進』では、子育て世代包括支援センターを運営し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことで妊産婦、乳幼児やその保護者などの健康の増進を図ります。

出産・子育て応援事業では、これまでの妊娠期から出産・子育てまで一貫した相談を充実します。また、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援（出産応援給付金 5 万円、子育て応援給付金 5 万円）を一体的に実施します。

また、誰もが健康で生活し、高齢になっても健康で長く社会参加できるよう、健康寿命を延ばし健康づくりを推進するため、「健康増進計画・食育推進計画及び自殺対策計画」の策定に取り組みます。

保健センターについては、照明の LED 化と施設の老朽化対策として外壁及び防水改修工事を行います。

市民病院においては、泉州南部の 3 公立病院（阪南市民病院・市立貝塚病院・りんくう総合医療センター）と医師会などとの連携により構築した診療情報ネットワークシステム（なすびんネット）を活用するなど、かかりつけ医などの地域の医療機関と連携を図りつつ、地域の中核病院として小児医療や救急医療などの医療機能を安定的に提供します。

さらに今後は、地域医療連携推進法人に参画し、救急医療体制の充実に努めます。

また、令和 8 年 4 月からの次期指定管理期間において市民病院の管理・運営を行う事業者を選定し、引き続き安定した医療提供体制の構築に努めます。

国民健康保険では、第 3 期「データヘルス計画」に基づく各種保健事業を実施し、被保

険者の健康保持の増進に寄与するとともに、医療の効率的かつ適正な提供に資する施策を推進します。

『子育て支援の充実』では、令和3年3月に策定した第2期「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、本市の子ども・子育て支援のさらなる充実を図るとともに、（仮称）第3期「子ども・子育て支援事業計画」の策定に取り組みます。

また、子ども医療費助成の対象を、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡充し、児童福祉の増進を図ります。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策基金を活用し、赤ちゃんの駅（ベビーケアルーム）を市役所本庁舎及び公共施設に設置することにより、アフターコロナの中で、安心して授乳やおむつ替えができる環境整備を図ります。

加えて、森林環境譲与税基金を活用し、木に親しみながら安全・安心に楽しむことができる子育て総合支援センターの屋外遊び場を整備します。

また、令和4年4月から子育て総合支援センター内で実施するすべての事業を民間事業者へ委託し、「地域子育て支援事業」として一体的に実施しており、その有する技術やノウハウなどを活用し連携することにより、地域子育て支援機能の一層の充実を図ります。

『高齢者福祉・介護の充実』では、健康寿命を延伸することを目的として、より効果的・効率的な事業運営に向け健康事業を一体的に実施するため、引き続き、介護予防事業やポピュレーションアプローチの拡充などに向けて取組を進めます。

また、介護予防の普及を目的として、健康無関心層に対する運動習慣や介護予防に取り組むきっかけづくり、既存の運動教室参加者などに対する継続したモチベーション向上及び維持のため、介護予防体力測定事業を実施するなど、高齢者の健康寿命延伸を図ることで、人生の最期まで望む生き方ができる「まちづくり」をめざします。

さらに、令和5年度に策定した第9期「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護保険事業を安定的かつ健全に運営するとともに、共生型介護予防拠点を基点として身近な地域で誰もが参加・交流し、地域住民がつながる地域共生社会をめざします。

加えて、認知症施策として正しい理解と知識を深め、認知症の発症を予防する「健康づくり」などに向けた取組を進め、認知症になっても地域で暮らし続けることができるまちづくりを推進していくとともに、引き続き、フレイル対策の充実、強化に取り組みます。

『障がい者福祉の充実』では、障がい者が安心して本市で生活ができ、また社会参加ができるよう、令和2年度に策定した第4次「障がい者基本計画」及び令和5年度に策定した第7期「障がい福祉計画」・第3期「障がい児福祉計画」を着実に推進します。

また、たんぽぽ園の個別施設計画を作成し、施設の保守及び点検を計画的に実施します。

『生活支援の充実』では、生活困窮者に対する生活相談支援に当たっては、生活困窮者自立支援事業と生活保護制度を効果的に活用するなど、早期の支援につながるよう取り組みます。

また、生活保護制度の改正に伴い、医療扶助オンライン資格確認を導入します。

さらに、一体的に実施している自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業においても、引き続き、関係機関と連携を図り、生活の自立に向けた支援に取り組みます。

次に、基本目標の3つめ「安全に、安心して暮らせる住み続けたいと思えるまち」について、申し述べます。

まず、『地域防災の推進と消防・救急体制の充実』では、住民の防災意識の向上を図る

ため、消防署及び各事業所に加え、阪南まもる館も積極的に活用し、消防訓練、防災訓練、防災講習会及び救急講習会などを実施するとともに、自主防災組織の新たな結成に向けた防災講演会などを開催します。

また、消防団と連携し、地域防災力の強化に取り組むとともに、消防団活動をより円滑かつ安全に実施するため、耐用年数が経過した消防車両を更新します。

『危険や不安のない市民生活の充実』では、泉南警察署や関連機関と連携し、防犯教室や青色防犯パトロール、街頭啓発などにより犯罪被害の防止を図るとともに、重大な交通事故の根絶に向け、様々な広報媒体を利用し、交通安全に関する啓発を実施します。

また、消費者被害についても、被害に遭わないまちづくりをめざし、啓発を実施します。

『下水道事業の経営基盤強化』では、将来にわたり安定的に事業を継続するため、令和6年度に中長期的な経営の基本計画である下水道事業経営戦略の見直しを行うとともに、効率的な新規整備や施設の更新などを進め、経営基盤の強化を図り、健全な下水道経営に取り組めます。

『循環型社会の形成』では、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみの分別収集とごみ排出量の削減に向けた取組を進めます。

『環境負荷の低減』では、ゼロカーボンシティをめざし、市民や事業所などに対して、広く環境問題の啓発事業を行います。また、し尿処理施設の MIZUTAMA 館において、再生可能エネルギー設備である太陽光発電の導入に向けた設計に着手し、脱炭素化をめざします。

『環境衛生の向上』では、生活排水処理率の向上を図るため、くみ取りトイレ又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換を図る市民に対し引き続き助成を行います。

次に、基本目標の4つめ「人生100年時代を迎え、誰もが学んだ成果を地域で活かして輝けるまち」について、申し述べます。

まず、『就学前教育・保育の充実』では、令和2年3月に策定した第2期「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、本市の就学前教育・保育の充実及び質の向上に取り組みます。

加えて、(仮称)第3期「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本市の就学前教育・保育の充実及び質の向上に取り組みます。

また、森林環境譲与税基金を活用し、就学前教育・保育施設の木質化や遊具の購入等により、子どもの成育環境の充実を図ります。

さらに、保育士等を安定的に確保し、待機児童の解消に向け取り組みます。

『学校教育の充実』では、確かな学力や人権意識を培う教育活動の推進を図り、一人ひとりの生きる力を育成するとともに、阪南 GIGA スクールビジョンを推進することによって、児童生徒の学びを支援します。

また、阪南市教育支援センター(シンパティア)の機能を拡充することにより、不登校の態様にある園児・児童・生徒の校園生活への復帰や社会的自立を支援すること及び教育に関する多様な相談を行うことについて、より一層の充実を図ります。

さらに、子ども支援員を増員することにより、支援を必要とする子どもを含めすべての子どもの生命と安全を守り、一人ひとりに寄り添った支援の充実を図ります。

また、子ども参加のまちづくりを進めるため、(仮称)阪南市子どもの権利に関する条

例の制定に取り組みます。

また、本市の豊かな自然環境などを活用し、全小学校を実施校として海洋教育の取組を推進します。

さらに、外国語指導助手の配置などを通じ、子どもたちがワクワクしながら学ぶ英語教育の充実を図ります。

加えて、鳥取東中学校トイレ改修等工事（Ⅱ期）を実施するとともに、小中学校の照明設備のLED化や、体育館用として移動式空調機器を購入し、環境改善を図ります。

学校給食事業においては、老朽化が進んでいる学校給食センターの改修に併せ、中学校給食を小学校給食と同様の食缶方式へ移行するなど、学校給食事業の再構築に取り組むとともに、保護者・児童・生徒の食に関する関心が高まるように大阪産の食材を使用した献立や郷土料理などを取り入れるなど、食育を推進します。

『生涯学習の推進』では、市民が「やりたいと思うこと」を生み出せる体制づくりをめざして、市民の学習活動支援に取り組むとともに、各社会教育施設の指定管理者と協力して、子どもから高齢者まで様々な人が学び交流できる豊かな環境を構築し、市民にとってかけがえのない居場所を創出できるよう事業展開を図ります。

また、複合施設としての新たな魅力を発信し、市民の生涯学習、文化芸術の普及、振興を図るため、文化センターと図書館を指定管理者により一体的に運営します。

地域住民の学びと交流の拠点である公民館については、地域課題を地域住民が主体的に解決するための必要な学びを展開し、市民主体の地域づくりを支えていくことにより、利用者の拡大を図ります。

また、市民協働・共創事業により創設した「はんなん海の学校」では社会教育として、子どもや若者を中心に「海洋教育」に関する専門的な内容の講義や体験等を気軽に学べる機会として提供します。

さらに、生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等によりすべての人が当事者として地域社会の担い手となることを目的とした「はんなん人生 100 年大学」を開講します。

『歴史・文化の保存と継承』では、文化財を活用した豊富な学習機会の提供や活発な啓発活動を行います。

埋蔵文化財事務については、広域化（3 市 1 町）により、専門職員を確保し、効率的に事務を執行します。

『生涯スポーツの振興』では、市民が気軽に運動・スポーツを楽しむことができるよう、社会体育施設の指定管理者と協力して各種体育・スポーツ教室・スポーツ大会などの事業を進めるとともに、指導者講習会の内容を充実させ、講習会参加者がスポーツの指導やボランティア活動を行えるよう環境の整備を図ります。

『人権が尊重される社会の形成』では、一人ひとりが互いをかけがえのない存在であることを認識し、多様性を尊重することが重要です。そのため、さまざまな機会をとらえて人権意識を高揚させるための啓発に取り組みます。

また、「差別事象対応マニュアル」を活用し、行政職員として留意すべき点を理解するとともに、市民に対して正しい人権意識の醸成に取り組みます。

人権に関する相談については、適切な助言や情報提供などを通じ、自らの主体的な判断によって課題を解決できるよう相談事業を充実します。

次に、基本目標の 5 つめ「にぎわいと交流を促し、自然環境と調和した未来のまち」について、申し述べます。

まず、『観光の振興』では、大阪・関西万博を見据えた、関西国際空港を利用するインバウンドの受入対応や国内外へのプロモーションによる観光誘客について、(一社) 阪南市観光協会との連携のもと各種事業を展開します。

また、堺市以南の 9 市 4 町と民間事業者で構成される、地域連携 DMO である(一社) KIX 泉州ツーリズムビューローや、和歌山県・奈良県・大阪府内の 20 市町村・教育委員会・観光協会等で構成される葛城修験日本遺産活用推進協議会など、広域連携によるスケールメリットを活かした事業を推進します。

『商工業の振興』では、産直市場「匠の ippin」を通じて、阪南ブランド十四匠や美食ブランド KUU をプロモーションし、地場製品の知名度向上を図るなど、阪南市商工会と連携し、販路拡大に取り組む事業者の支援を行います。

また、「創業支援等事業計画」に基づき、地域の金融機関とも連携し、創業希望者へのハンズオン支援を行うとともに、公民連携による経営支援や、市内企業のビジネス開拓などを支援することで、新たなビジネス展開を生み出し、地域経済の活性化につなげます。

『農業の振興』では、地域農業の活性化、安定化に向け、担い手や新規就農者の掘り起こしを推進します。

そして、企業連携などをすすめ、農地の利用促進を図るとともに、利用集積の拡大や自己耕作の再開を容易にする農空間保全に関する農地の多面的な活動を支援することで、遊休農地の削減に取り組みます。

また、農業従事者においては、高齢化、担い手不足、耕作放棄地などの「人と農地の課題」を抱えているため、就農・後継者状況などのアンケート調査や地域の農地状況の地図化など、地域との話し合いを行いながら将来を見据えた効率的・効果的な農地利用への支

援を行います。

『漁業の振興』では、漁業経営の安定化・強化を図るため、漁業協同組合による「浜の活力再生プラン」に基づいた海苔・ワカメ・牡蠣の養殖など、漁業の活性化のための取組を支援します。

また、「里山里海づくりプロジェクト」として、全国アマモサミットの開催をきっかけとし、はんなんの海で続いてきた漁業という営みの中で培われてきた知恵や技術について、次世代に継承していきます。

さらに、環境・生態系の維持回復や安心して活動できる海域の確保などに取り組む団体を支援して漁業の振興につなげます。

『雇用・就労支援の充実』では、様々な働き方を希望する就職希望者を支援するため、個々のニーズに合わせた就労支援に取り組みます。

『自然と共生するまちづくり』では、大阪府立阪南・岬自然公園について、大阪府が管理する「近畿自然歩道」の安全性の確保を支援します。

また、林道のパトロールを行い、通行車の安全確保を図るとともに、防災活動に支障が生じないよう良好な林道の維持管理を行います。

『安全な水辺空間の形成』では、水辺空間を良好に整備、維持管理することで灌漑用水を確保するほか、市民に安全・安心な暮らしを提供するため、防災上の観点から、老朽化したため池の潰廃や改修を計画的に進められるよう、大阪府、地元水利組合と協議の上、設計調整を行います。

また、準用河川、水路などの市民生活に欠かせない公共施設の適切な維持管理を行いま

す。

『魅力的な街並みと快適な住環境づくり』では、土地利用や都市基盤整備、自然環境の保全、景観形成など、まちの整備、開発、誘導及び保全に関する具体的な方針となる「都市計画マスタープラン」に基づき、取組を進めます。

併せて、「立地適正化計画」に描くコンパクトシティを推進するため、令和2年8月に「地域連携協定」を締結した和歌山大学と、尾崎駅及び駅周辺地区における歩行者が歩きたくなるまちづくりに向けた共同研究を行うなど、引き続き、尾崎駅周辺地区のにぎわいの創出を進めます。

また、中心市街地である尾崎駅周辺を対象としたエリア価値の向上に向け、公民が連携し、共にまちづくりに取り組むため、事業者ヒアリングやワークショップ、社会実験などを進めつつ、アクションプランの検討を行います。

空家等対策については、「空家等対策計画」に基づき、適切な維持管理、老朽対策や有効利用などについて、総合的かつ計画的に実施します。

『公共交通と自動車交通との融合の実現』では、ウォーカブルなまちづくりを推進し、居心地よく歩きたくなるまちづくりの推進に取り組みます。

また、多様化する移動ニーズや、公共交通の持続性などの課題解決に向け、デマンド交通システム実証実験の結果なども踏まえながら検討を行い、地域公共交通会議において議論を進めます。

『都市基盤の形成と維持管理』では、市民が安全に安心して通行できるように道路・橋梁を補修及び更新することに加え、道路パトロールの実施、道路植栽の管理や道路台帳の更新などの適切な維持管理業務に取り組みます。

また、市民の憩いの場である都市公園及び児童遊園の遊具点検、補修等、公園の適切な維持管理業務に取り組みます。

次に、基本目標の6つめ「持続可能な発展を支える行政経営のまち」について、申し述べます。

まず、『柔軟な行政経営の推進』では、人口減少や少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化などの社会経済情勢の変化に対応し、「総合計画」の基本構想に掲げる将来都市像の実現と各施策の取組内容の達成に向けて、より実効性のある行政経営の仕組みづくりを進めます。

また、国が令和5年度を計画始期とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定したことから、国が示す戦略との整合性を図り、デジタル技術の浸透・進展などを踏まえ、地域の個性や魅力を活かした「(仮称) デジタル田園都市国家構想総合戦略」等を策定します。

加えて、阪南市まちづくり戦略アドバイザーに、まちづくりに係る政策に関し、専門的な立場から助言又は提言をいただくことで、SDGsの達成に向けた地域の社会課題解決に取り組むとともに、第2期「総合戦略」の重点施策に掲げるスマートシティの推進や、共創によるまちづくりをより一層推進します。

「スマートシティ戦略」では、令和5年度に策定の「スマートシティ推進計画」をもとに、市役所業務のほか、教育、健康、介護、産業などのあらゆる分野でAIなどの新技術・デジタルツールを活用して、市民生活の質的向上や地域課題の解決を図るまちづくり、すなわち「スマートシティ」の取組を促進します。

加えて、行政のDX・ICT化を推進するため、一般職員の端末をノートパソコンに更新し、会議等の効率化やペーパーレス化の促進に取り組みます。

また、住民サービスの向上及び業務の効率化を図るため、各種手続きの電子申請化や窓口予約システム促進、窓口開庁時間の取扱い等について、関係各課とともに調査研究を行いながら、BPR（業務改革）の推進に取り組みます。

こうした取組に加え、スケールメリットによる行政の効率化を図るため、引き続き、近隣自治体との広域連携を推進します。

『施策展開のための人材の育成支援・確保』では、各職階に求められる能力に対応した研修の実施、職員が自らの能力向上に取り組みやすい環境の整備を行うなど、人材の育成支援・確保に取り組みます。

『健全な財政運営』では、財政非常事態宣言の早期解除に向けて、令和3年9月に策定した「行財政構造改革プラン（改訂版）」に掲げる取組を計画的かつ着実に推進します。

また、令和6年度当初予算編成方針に基づき、持続可能な行財政運営の確立を推進することで経営資源を捻出し、選択と集中により「誰もが輝ける舞台都市・阪南の実現」や「SDGs 未来都市の実現」の施策展開に取り組みます。

「ふるさとまちづくり応援寄附」については、本制度を通じて本市の魅力的な地場産品等を全国に周知できるよう、4月から一括外部委託する中間事業者と連携して、さらなる返礼品の開発や効果的なプロモーション等を実施します。

以上が令和6年度の行政経営の基本方針です。

国においては、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をめざす「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとしており、デジタル

行財政改革の動きや、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」などを踏まえ、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」が策定されています。

本市においても、あらゆる分野で急速にデジタル化が進むなか、「デジタル田園都市構想」の実現に向け、「人口ビジョン」及び第2期「総合戦略」の改訂を進めます。

本市は、自然環境に恵まれ、また、大阪都市圏内に位置し、関西国際空港とのアクセスが良いことから「ちょうどよい田舎」として、テレワークスペースなどの心地よく働くことができる環境整備（サードプレイスづくり）を行うなど、働く場所と生活空間の近接する新しい生活様式を見据えた、まちづくりを今後も展開します。

大阪・関西万博の開催まで約1年となるなか、本市は、大阪・関西万博へ向け、大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現し、国内外において多様な参加者が主体となり、理想としたい未来社会を共に創り上げていくことをめざす「共創パートナー」として役割を果たすため、様々な社会課題の解決に向け、自らが主体となって未来に向けて行動を起こしている、行動を起こそうとしている活動である「共創チャレンジ」の支援を行っています。

その一環として、「共創チャレンジ」の活動成果を市内外に広く発信することや、「共創チャレンジ」メンバーの交流と市内から新たな「共創チャレンジ」の創出につなげて、阪南市が1つのパビリオンとなるよう、「はんなんSDGs万博」を開催します。

引き続き、大阪府などと連携し、2025年に開催される大阪・関西万博を盛り上げていくとともに、まちの魅力を高めます。

最後に、改めまして、議員各位並びに市民の皆さんへ行財政構造改革の取組と併せて、「活力とやさしさあふれる新しい阪南市」の実現に向けたまちづくりに対するご理解とご協力をお願い申し上げます。私の決意表明とします。

こうした方針のもとに編成しました令和6年度予算案について、各会計別に申し上げます。

まず、一般会計については、予算総額は、214億5,600万円となり、前年度当初予算と比較して、約11パーセントの増加となります。

次に、国民健康保険特別会計の予算総額は、68億7,015万5千円となり、前年度比、約0.2パーセントの減少となりますが、主な要因は、国民健康保険事業費納付金の減額によるものです。

次に、財産区特別会計の予算総額は、4,959万1千円となり、前年度比、約5.3パーセントの増加となりますが、主な要因は、財産貸付収入の増額によるものです。

次に、介護保険特別会計の予算総額は、54億3,324万2千円となり、前年度比、約1.8パーセントの増加となりますが、主な要因は、保険給付費の増額によるものです。

次に、後期高齢者医療特別会計の予算総額は、20億3,259万3千円となり、前年度比、約7.3パーセントの増加となりますが、主な要因は、大阪府後期高齢者医療広域連合への納付金の増額によるものです。

次に、下水道事業会計予算については、まず、収益的収入として、11億3,387万5千円を、収益的支出では、11億3,310万2千円を計上しております。また、資本的収支では、公共下水道の整備事業等に伴い、資本的収入として、4億1,850万円を、資本的支出では、7億5,489万9千円を計上しております。一般会計からの繰入金等の総額は、収益的収入、資本的収入を合わせ、5億8,800万円としております。

次に、病院事業会計予算については、収益的収入として、2億9,732万2千円を、収益的支出では、3億3,975万4千円を計上しております。また、資本的収支では、医療機器等の更新及び企業債償還に伴い、資本的収入として、8,171万7千円を、資本的支出では、1億3,043万3千円を計上しております。一般会計からの繰入金の総額は、収益的収入、

資本的収入を合わせ、2億5,737万円としております。

以上が、令和6年度の行政経営方針です。

議員各位並びに市民の皆さんには、本年度の方針に、格別のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げ、本年度の行政経営に当たっての所信とさせていただきます。

(終わり)